

## 北九州市響灘ビオトープ管理要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、北九州市響灘ビオトープ条例（平成24年北九州市条例40号。以下「条例」という。）及び北九州市響灘ビオトープ条例施行規則（平成24年北九州市規則78号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、北九州市響灘ビオトープ（以下「ビオトープ」という。）の管理に関し必要な事項を定めるものとする。

### (申請)

第2条 ビオトープにおける施設等の利用の承認に係る申請は、次の各号に掲げるところにより行わせるものとする（市が主催して行う事業又は行事のために利用するときを含む。）。

- (1) ビオトープ園を利用する場合は、口頭によるものとする。（入場券購入）。
- (2) 講義室及びそれに付帯する映像設備、音響設備を利用する場合は、書面（様式第1号「響灘ビオトープネイチャーセンター講義室等利用申請書」）を指定管理者に提出させるものとする。

2 ビオトープにおいて、条例第3条に規定する行為を行うときは、書面（様式第2号「響灘ビオトープにおける行為の許可申請書」。以下「様式第2号」という。）を市長に提出させるものとする。

### (許可等)

第3条 許可等は、様式第1-1号「響灘ビオトープネイチャーセンター講義室等利用許可書」又は、様式第2-1号「響灘ビオトープにおける行為の許可書」に必要事項を記載したうえで、これを申請者に交付することにより行うものとする。

### (利用料の適用)

第4条 利用料は、条例または規則に定める額を支払うものとする。ただし、市長が特に必要があると認めるときはこの限りではない。

2 条例別表「備考」の「営利を主たる目的とする利用」の適用を受ける者は以下の者とする。

- (1) 実費負担を超えた聴講料、受講料、参加料等の料金を徴収する行為。
- (2) その他市長が営利を主たる目的と認めた行為

### (利用料の減免)

第5条 条例第9条の規定に基づき、別表のとおり利用料を減免する。

2 ビオトープの入園料の減免の申請は、書面（様式第3号「響灘ビオトープ入園料減免申請書」）に必要な書類を添えて、指定管理者に提出させるものとする。ただし、年長者施設利用証、療育手帳、身体障害者手帳又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者が利用する場合は当該手帳又は施設利用証を指定管理者に提示することにより減免を受けることが出来る。

3 講義室及び映像設備、音響設備の減免の申請は、書面（様式第4号「響灘ビオトープ

ネイチャーセンター講義室及び設備利用料減免申請書)に必要な書類を添えて、指定管理者に提出させるものとする。

- 4 減免の許可の回答は、様式第3-1号「響灘ビオトープ入園料減免許可書」及び様式第4-1号「響灘ビオトープネイチャーセンター講義室及び設備利用料減免許可書」に必要な事項を記載したうえで、これを申請者に交付することにより行うものとする。

(利用料の返還)

第6条 条例第10条ただし書きの規定により利用料の返還を受けようとする者は、利用料返還申請書(様式第5号)を指定管理者に提出しなければならない。

(利用許可の不承認、取り消し等)

第7条 市長は、条例第7条第1項の規定に基づき次の各号の一に該当するときは、条例第3条の行為を許可せず、行為の許可をした場合においても行為の許可を取り消し、若しくは許可に付した条件を変更し、又は行為若しくは利用の中止若しくはビオトープからの退去を命ずることができる。

- (1) 公の秩序を乱し、または善良の風俗を害する恐れがあるとき。
  - (2) ビオトープの設置目的に反する使用であると認めるとき。
  - (3) 利用する権利を譲渡し、または転貸したとき。
  - (4) 建物、施設、設備等をき損する恐れがあるとき。
  - (5) 犯罪行為または犯罪行為を讃え、あおり、そそのかす等の行為があると認められるとき。
  - (6) 危険物を伴う利用であるとき。
  - (7) 偽りその他不正な手段で許可を受けたとき。
  - (8) 施設管理者の指示に従わないとき。
  - (9) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(以下、「暴対法」という。)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)または暴力団員(暴対法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)もしくは暴力団員と密接な関係を有する者であるとき。
  - (10) 県警察からの通報もしくは県警察への照会等により、暴力団または暴力団員もしくは暴力団員と密接な関係を有するものであることが判明したとき。
  - (11) その他、管理上支障があると認めるとき。
- 2 前項の規定に基づく行為の許可の取り消しまたは行為の停止によって、利用者が受けた損害については、市は賠償の責めを負わない。
- 3 指定管理者は、条例第7条第2項の規定に基づき第1項の各号の一に該当するときは条例第6条第1項の許可を取り消し、利用を制限し、又は利用の停止を命ずることが出来る。
- 4 前項の規定に基づく利用の許可の取り消しまたは利用の停止によって、利用者が受けた損害については、指定管理者は賠償の責めを負わない。

(設備等の制限)

第8条 利用者は、特別の設備をし、又は造作を加えようとするときは、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

(職員の立ち入り)

第9条 利用者は、施設管理者が職務上立ち入るときは、これを拒むことが出来ない。

付 則

この要綱は、平成24年10月6日から施行する。

付 則

この要綱は、公布の日から施行する。ただし、第2条、第3条、第4条（見出し含む）、第5条（見出し含む）、第6条（見出し含む）、第7条（見出し含む）、第8条、第9条、別表の改正規定は平成26年4月1日より施行する。

付 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

別表（第5条関係）

	区分	減免割合
ビオトープ園	市の主催により利用するとき。	10割
	市内の小中学校（特別支援学校を含む。）の児童等が教師等の引率により教育の一環として利用する場合。	10割
	市内の幼稚園及び児童福祉法第7条に規定する児童福祉施設の園児等が教師等の引率により教育又は事業等の一環として利用する場合。	10割
	療育手帳、身体障害者手帳又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者が利用するとき（当該手帳又は施設利用証を提示して使用の承認を受けた場合に限る）。	10割
	公的機関が発行した北九州市の65歳以上の市民であることを確認できる証明書（住所、氏名、生年月日の記載のあるもの。運転免許証、健康保険被保険者証、マイナンバーカード、年長者施設利用証等）を提示した者が使用するとき。	7割
	その他市長が特に必要があると認めるとき。	市長が相当であると判断する割合
講義室	市の主催により利用するとき。	10割
	市と共催により利用するとき。	5割
	その他市長が特に必要があると認めるとき。	市長が相当であると判断する割合

映像設備 音響設備	市の主催により利用するとき。	10割
	市と共催により利用するとき。	5割
	その他市長が特に必要があると認めるとき。	市長が相当であると判断する割合

注 療育手帳、身体障害者手帳又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者には、療育手帳の交付を受けた者、身体障害者手帳の交付を受けた者（障害の程度が、1級から4級までの者に限る。）又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者の付添人を含むものとする。